



建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 15 条第 1 項の規定による  
登録建築物エネルギー消費性能判定機関への  
建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年法律第 5 号）第 8 条の規定により、公示する。

平成 29 年 3 月 31 日

今治市長 菅 良二



(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行なわせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務  
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

(2) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始する日  
平成 29 年 4 月 1 日